

河川法第99条に基づく委託に関する実施結果の公表について

北海道開発局札幌開発建設部
令和7年3月21日

業務名：地域防災力向上業務（滝川河川事務所）
 特定企業 法人等 特定非営利活動法人まち・川づくりサポートセンター
 住 所 北海道滝川市本町
 代表者 理事長 篠島恵里子
 決定日：令和7年3月 21日

審査対象	項 目	確 認 内 容		配 点	特定非営利活動法人まち・川づくりサポートセンター			
活動実績	一 継続性	近年おおむね5年間にわたり、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。 【配点：35点】						
		活動実績	①委託内容を実行できる実績であるか。	【20点】	20			
		継続性	②過去から継続した実績であるか。	【15点】	15			
	二 公共性	一の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他河川管理者との協力関係が認められる活動であること。 【配点：15点】						
	公共性	③活動実績に公共性が認められる。	【15点】	15				
活動実施体制	三 実効性	過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。 【配点：50点】						
		①過去の実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。		【25点】	25			
		②過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。		【25点】	25			
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	四 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業、一般事業主行動計画策定企業）						
		「プラチナえるぼしの認定」、「えるぼし1～3段階目の認定」（いずれの段階においても「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしていることが必要。）を取得している場合及び一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出（常時雇用する労働者の数が100人以下の企業に限る。）をしている場合に下記の順位で評価する。 ①プラチナえるぼしの認定を取得している場合 ②えるぼし3段階目の認定を取得している場合 ③えるぼし2段階目の認定を取得している場合 ④えるぼし1段階目の認定を取得している場合 いずれの段階においても「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしていることが必要。）を取得している場合 ⑤一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出（常時雇用する労働者の数が100人以下の企業に限る。）をしている場合	①3点 ②2点 ③1.5点 ④1点 ⑤0.5点	【①3点】 【②2点】 【③1.5点】 【④1点】 【⑤0.5点】	0			
			次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）					
			「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準又は令和4年4月1日以降の基準）、「プラチナくるみん認定」又は「トライくるみん認定」を取得している場合に下記の順位で評価する。 ①プラチナくるみん認定を取得している場合。 ②くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準）及びくるみん認定（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している場合 ③トライくるみん認定を取得している場合 ④くるみん（平成29年3月31日までの基準） ⑤上記に該当しない	①3点 ②2点 ③1.5点 ④1点 ⑤0点		（ワークライフバランス等の推進について認定されている場合、優位に評価するが、複数の認定等に該当する場合には、最も配点が高い区分により加点を行う。また、該当がない場合は加点の対象とはならない。）		
				青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）				
				①「ユースエール認定」を取得している場合 ②上記に該当しない			①2点 ②0点	
				満点 103点		100		

- ・上記「一 継続性」、「二 公共性」、「三 実効性」及び「四 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況」の各項目について採点を行う。
- ・「一 継続性」、「二 公共性」及び「三 実効性」の項目のいずれかで0点となった場合には、資格要件を満たさないものとする。
- ・「一 継続性」、「二 公共性」及び「三 実効性」の項目の配点は、「適確 25、20又は15点」又は「不適確 0点」とする。
 ただし、適確においてはその内容により「15、10又は5点」とする場合がある。
 また、石狩川水系幾春別川は「適確 減点なし」とするが、他の河川は「一 継続性」、「二 公共性」及び「三 実効性」の各項目の配点毎に、それぞれ「適確 減点5点」とする。